


## 労働者派遣事業に関する情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により下記のとおり情報公開します。

| ■基本事項■   |  |
|--|--|
| 対象期間   | 2021(R3)年4月1日 ～ 2022(R4)年3月31日   |
| 事業所の名称   | 成和コンサルタント株式会社  |
| 事業所の所在地  | 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田二丁目18番23号<br>(スカイ・エスタビル3・4階)   |
| 許可番号   | 派13-305923   |
| 許可年月日  | 平成27(2015)年4月1日  |
| ■労働者派遣事業の実績■ (2021(R3)年4月1日現在)   |  |
| 派遣労働者の数  | 12人  |
| 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数   | 7件(派遣先事業所)   |
| 労働者派遣に関する料金の額の平均額<br>(1人1日8時間当たり 取扱い全職種対象)   | 31,962円  |
| 派遣労働者の賃金の額の平均額<br>(1人1日8時間当たり 取扱い全職種対象)  | 22,318円  |
| マージン率  | 30.2% (※)  |
| <p>※弊社マージン部分については下記のとおり法定福利費、有給休暇・教育訓練・福利厚生、及び運営費等を含んだものです。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賃金</li> <li>■ 法定福利費(労働・社会保険等)</li> <li>■ 有給休暇・教育訓練・福利厚生等</li> <li>■ 運営費等</li> </ul> </div>  </div> |  |
| ■派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項■   |  |
| <就業開始時研修>  |  |
| 対象者  | ・初めて当社で労働者派遣をはじめられる方   |
| 研修方法及び研修時間   | ・担当者による対面方式、若しくは配布方式(30分程度)  |
| 研修内容   | ・派遣社員のための研修テキスト(基礎知識編)<br>・安全衛生教育(労働安全衛生法第59条の規定に基づく)<br>・施工管理業務について及び派遣先の業務内容・注意事項等                         |
| 研修給与   | ・法令に基づき、労働条件に示す賃金条件で支給する   |
| <就業期間中研修>  |  |
| 対象者  | ・1年以上継続就業が見込まれる方   |
| 研修方法及び研修時間   | ・配布方式(8時間程度/年間)  |
| 研修内容   | ・派遣社員のための研修テキスト(汎用スキル編)<br>・担当業務に関連する土木技術等について(スキルアップ)<br>・その他業務遂行上の質問/相談等(フォローアップ)<br>・マネジメント研修(※無期雇用社員が対象) |
| 研修給与   | ・法令に基づき、労働条件に示す賃金条件で支給する   |
| ■キャリアコンサルティング■   |  |
| 対象者  | 当社の派遣労働者全員   |
| 相談窓口   | 03-5285-4051(代) 営業部 (E-mail:eigyou@seiwac.co.jp)<br>※相談方法についてはご希望(電話/メール/対面)により                              |
| 費用   | 無料   |
| ■その他派遣事業の業務に関し参考になると認められる事項■   |  |
| 相談窓口   | 03-5285-4051(代) 施工管理部・管理部<br>※施工管理支援業務・他に関するお問合せ窓口   |
| 社会保険   | 社会保険(健康保険・厚生年金保険)、労働保険の適用事業所   |
| 福利厚生等  | 有給休暇・健康診断(人間ドック受診有)・他  |

## 労働者派遣業務に関する個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、管理部、営業部、施工管理部とすることとする。個人情報取扱い責任者は管理部長（男澤幸紀）とすることとする。
2. 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、派遣元責任者は少なくとも3年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。
3. 1の個人情報取扱い責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。  
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、派遣元責任者は派遣労働者等への周知に努めることとする。
4. 派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者（営業部室長 伊藤勇人）とすることとする。

令和3年4月1日